

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日又は  
土曜日のときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◆ 告 示

- 保険医等の登録
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 家畜商講習会の開催
- 土地改良事業の認可(二件)
- 保安林の指定の解除
- 解除予定の保安林(二件)
- 県営住宅の家賃等の徴収事務の委託

## 告 示

### 鳥取県告示第千十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
坂之上 一史	鳥医第二、六七四号	昭和五十六年九月十日
石井 敏雄	鳥医第二、六七五号	"
天野 宏明	鳥医第二、六七六号	"
西田 秀樹	鳥医第二、六七七号	"
大谷 嘉明	鳥医第二、六七八号	昭和五十六年九月十八日
宮田 玲子	鳥薬第四六九号	昭和五十六年九月二十一日
山本 英津子	鳥薬第四七〇号	"

### 鳥取県告示第千十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三

十二年厚生省令第八号)第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十六年十月五日	あさくら歯科医院	米子市西福原大沢 五―六九四―五

鳥取県告示第九十九号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の二第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催日時

昭和五十六年十一月九日及び十日 八時三十分から十七時まで

二 開催場所

倉吉市巖城二七九番地 鳥取県中部総合事務所第三会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令

四時間

家畜の品種及び特徴

四時間

家畜の悪へき機能障害及び疾病

六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習会受講手数料として二千円に相当する額の収入証紙及び写真(出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの)をはり付け、昭和五十六年十月二十四日までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙  
はり付け欄

写 真  
はり付け欄

鳥取県知事 殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される  
家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所  
氏 名



鳥取県告示第千二十号

北条町から申請のあつた町営土地改良（田井地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十一号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（福岡（畦高）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字宮場字西山五四一の一、五四二から五四四まで、大字古長字下モ山五五九の一、五六〇の一、五六一の一、五六二、五六三の一（以上九筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字鍋山一七〇の一、一七〇一の七四、一七〇一の

七五(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平・林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字上割二三九五の一、二三九五の二、大字山口字良源寺一九四五の一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、東和田団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務を倉吉市に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む。)